

はじめに



住民の皆様には、日頃より町政に対するご理解・ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のために、国内においては、平成11年（1999年）6月に男女共同参画社会基本法が公布され、平成26年（2014年）には男女雇用機会均等法が改正されるなど、様々な法律に基づき事業が進められて参りました。

しかし、依然として我が国の社会状況は、厳しい財政状況の中、少子高齢社会がより一層進み、地域や産業における働き手の高齢化や人員不足による事業の縮小や見直し等、様々な課題が存在しております。

一方で、働き方改革をはじめ、女性にかたよる家事・子育ての負担を軽減し、ワーク・ライフ・バランスを推進する必要があります。更に、女性の視点・発想をも新たな潜在力として位置づけ、すべての人にとって暮らしやすく、新たな活力のある社会や産業の実現に向けた一層の取組が重要であると考えております。

本町では、様々な取組や課題解決を進めるうえで、男女が共に参画する社会が不可欠であると考えており、これらを実現するための総合的な施策の基本方向を示す「井手町男女共同参画プラン」及び“井手町男女共同参画計画・井手町DV対策基本計画”を策定致しました。

この計画は、本町第5次総合計画の中身をより具体化し、施策を一層進めやすくするために策定したものであります。

今後も、日常生活の中に定着していると思われる固定的な性別による役割分担意識を解消するとともに、自らの意志によって社会のあらゆる分野で活躍が出来るような社会の実現に向け、国や京都府とも連携を図りながら男女共同参画社会を目指し、取組を進めてまいります。

住民の皆様には何かとご理解・ご協力を賜ることになると存じますがよろしくお願い申し上げます。

令和3年（2021年）3月

井手町長 汐見 明 男